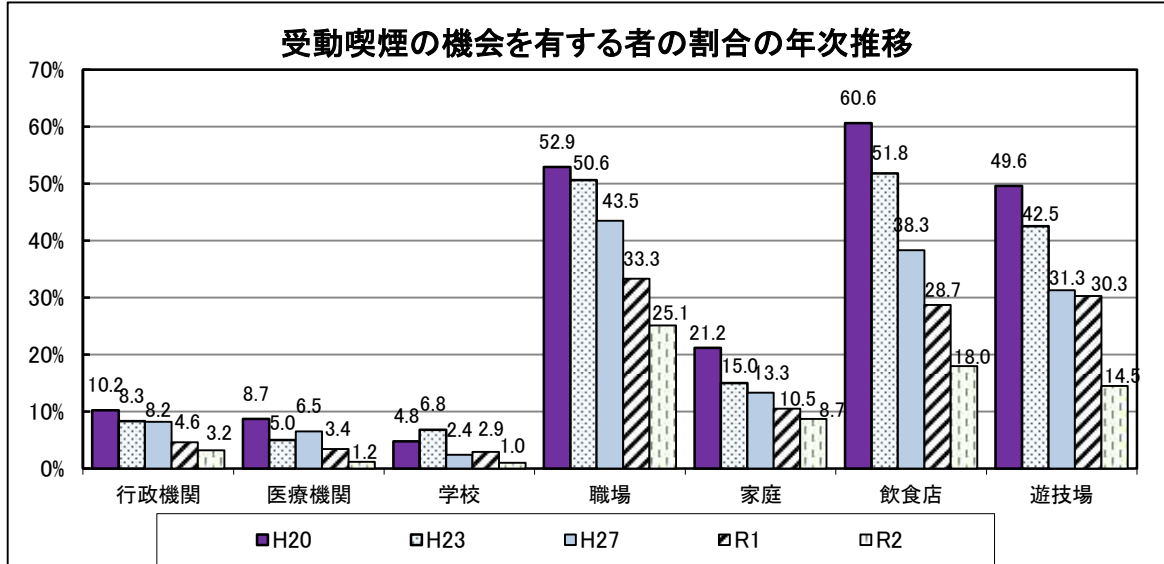


受動喫煙防止対策に関する現状と取組

【現状】

1 受動喫煙の機会を有する者の割合



(出典：県民健康・栄養実態調査)

	行政機関	医療機関	学校	職場	家庭	飲食店	遊技場
H20	10.2	8.7	4.8	52.9	21.2	60.6	49.6
H23	8.3	5.0	6.8	50.6	15.0	51.8	42.5
H27	8.2	6.5	2.4	43.5	13.3	38.3	31.3
R1	4.6	3.4	2.9	33.3	10.5	28.7	30.3
R2	3.2	1.2	1.0	25.1	8.7	18.0	14.5

【県の取組】

1 受動喫煙対策事業 (R3)

○事業内容

県が行った R2 受動喫煙防止対策実施状況調査 (資料 No. 3-3) では、建設業や製造業等、受動喫煙対策に遅れがみられる業種もあったことから、対策に取り組んだ企業の事例集を作成・配布することで企業間での横展開を図る

○掲載内容

・制度、支援内容

健康増進法や受動喫煙防止対策助成金の内容、加熱式たばこの情報 等

・個別事業所事例

業種、喫煙率、対策の内容、進め方のポイント (成功・失敗事例)、今後の予定 等

※現在作成中であり、完成次第、建設業、製造業等の企業に配布予定

2 保健所による指導・相談業務 (R1~R3)

○喫煙可能室届出件数 (新規)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
213	881	8

○相談・通報件数

令和元年度	令和2年度	令和3年度
398	353	47

○立入検査

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0	10	9

※令和3年度 (令和3年4月1日~令和3年9月30日) の期間における件数

令和元年度: 令和2年2月21日~令和2年3月31日の件数

3 地域機関が実施した立入検査の事例

実施保健所	立入日時	通報内容	指導内容
新発田	R3.9.7(火)	(警察からの通報) 加熱式たばこ専用喫煙エリアが拡大したと施設から連絡があったが、法律違反ではないか。	(指導対応中) ・加熱式たばこ喫煙専用エリアの設置割合、技術的基準の違反疑い ・設置されている喫煙専用室の技術的基準の違反疑い
新発田	R3.9.30(水)		
三条	R3.5.18(火)	月1回位のペースで、家族で店舗を利用。昼過ぎに小上がり席を利用したところ、隣の席の客が喫煙し始め、終始煙が流れてきた。店内全ての客席に灰皿が置いてあり、自由に喫煙できる状態になっているが店内に禁煙の掲示などはなし。	改正健康増進法の趣旨を説明の上、店内に「禁煙」の張り紙を掲示すると共に、終日禁煙とする。
三条	R3.6.29(火)	勤務している工場に喫煙スペースがあるが、簡易な仕切りで煙草の煙が工場内の作業場に流れてくる。事務室2階の食堂には灰皿があり、そこで喫煙している従業員もいる。会社にも相談したが、取り合ってくれない。	改正健康増進法の趣旨を説明の上、基準を満たした喫煙場所を設置のこと。食堂の灰皿は撤去のこと。

実施保健所	立入日時	通報内容	指導内容
三条	R3.7.7(水)	工場の駐車場内に屋根付き喫煙場所が設置してあるが、出入口脇の喫煙場所で喫煙する工員が多く、工場内に煙が流入してくる。	改正健康増進法の趣旨を説明。駐車場内の屋根付き喫煙場所の利用を徹底のこと。
三条	R3.9.9(木)	全館喫煙可能（加熱式タバコに限定）を標榜し、禁煙席が全く無い店舗がある。	改正健康増進法の趣旨を説明。禁煙席が無い状態は違法であるため、禁煙スペースにも遊戯台を設置のこと。
柏崎	R3.9.10(金)		企業において、屋内喫煙専用室を廃止していたが、来訪者の要望を受けて8月末から再び設置したとのことで、技術的基準の適合状況及び屋外の喫煙場所の状況について把握を行った。 屋内の喫煙専用室は技術的基準に遵守していることを確認 事前アンケートにおいて喫煙専用室を設置していると回答した企業が多いが、技術的基準に適合しているかどうかは不明なことから、協力企業に対して可能な範囲で指導・助言を行うよう依頼。
佐渡	R3.9.21(火)	喫煙可能な飲食店であるが20歳未満の子どもが入っている。	喫煙可能室設置施設として届出をしている場合には、常連客であっても20歳未満は立ち入ってはならない。20歳未満の者が来店した場合には十分説明して店内には入れないように指導。
佐渡	R3.9.27(月)	喫煙可能な飲食店であるが20歳未満の子どもが入っている。	喫煙可能室設置施設として届出をしている場合には、従業員であっても20歳未満の者は喫煙可能室設置施設に立ち入ってはならない。従業員に対しても管理権限者から説明・指導をするよう、管理権限者に対して指導。

4 地域機関が実施した立入検査後の文書指導の事例

R2：1件

R3：事例なし

○R2 文書指導の事例

違反内容	喫煙禁止場所における喫煙 社長（管理権原者）であるにも関わらず、企業の喫煙禁止場所（執務室等）で喫煙し、他の従業員から保健所へ通報があったもの
保健所の対応	通報があったのち、保健所が現地にて指導・助言を行ったが、再度通報があり、喫煙が繰り返されていることから、指導・助言文書を手交→その後、改善されたことから、命令等さらなる対応は必要なし

5 改正健康増進法の周知

〈内容〉 改正健康増進法の内容を周知するため、事業所向けのリーフレットを作成し、配布した。

〈主な配布先〉 計 13,000 部

- ・（公社）新潟県食品衛生協会 ・ 商工会
- ・新潟県地区食品衛生協会 ・ 商工会議所
- ・にいがた健康経営推進企業 ほか

6 喫煙者マナー啓発

〈内 容〉 受動喫煙を防止するため、喫煙者のマナーに着目したポスター「私、煙慮します」による啓発

〈これまでの主な配布先〉

- ・ 飲食店 ・ コンビニエンスストア
- ・ 県庁舎 ・ 企業

7 地域機関における研修会、情報提供等の実施（実施予定含む）

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
局庁舎情報コーナー、市村広報誌	村上	R3.5～6月		ポスター掲示・リーフレット設置 市村広報誌への普及啓発記事の掲載
管内飲食店(阿賀野市、胎内市、新発田市)のうち調理業	新発田	R4.1～2月のうち5日間(予定)	500名	食品衛生責任者実務講習会において、改正健康増進法による受動喫煙対策の説明(作成動画を各会場で放映)

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
燕市吉田産業会館	三条	R3.6.14	弥彦村商 工会主催 健康診査 受診者 87人	受動喫煙防止に関する ポスターや教材などの 展示及び禁煙に関する アンケート
かも健康ウォーク 2021（加茂市役所駐車場）	三条	R3.10.24	253人	受動喫煙防止に関する ポスターや教材などの 展示及び禁煙に関する アンケート
三条労働基準監督署	三条	R3.12月（予 定）	326事業所 （予定）… 50人以上 の事業所	県作成の改正健康増進 法に関するリーフレッ ト配布（予定）
管内各会場	長岡	R3.6月～	食品衛生 指導員等 273名	県作成の改正健康増進 法に関するリーフレッ ト配布
株式会社三友組	魚沼	R3.10.8	従業員 20 名	健康教育の実施「生活 習慣病予防にチャレン ジ！～10分で十分～」 （健康立県プロモーシ ョン事業をベースに、 10分でできることを、 各テーマ別で提案。 「たばこ」については、 たばこ以外のリフレッ シュ方法、タバコ代金 の月負担額を示した。）
株式会社ユアテック	南魚沼	R3.10.1	（株）ユア テック社 員、協力会 社社員 18 名、資料配 付 12名分	たばこと肥満予防をテ ーマに1時間程度の健 康講話を実施 （当部作成のパワーポ イント資料と禁煙外来 の案内、国立保健医療 科学院作成の冊子を配 布）

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
喫煙可能店加盟店舗	十日町	R3.10月～		受動喫煙防止に係るリーフレットの配布
管内事業所給食施設	柏崎	R3.8月	5施設	柏崎地域受動喫煙防止対策実態調査アンケート
東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所及び協力企業	柏崎	R3.8月	38社	柏崎地域受動喫煙防止対策実態調査アンケート
上越地域職域健康づくり連絡協議会員	上越	R3.5月	243事業所	メールマガジンによる受動喫煙店禁煙支援についての情報提供
管内の診療所、保険薬局等	上越	R3.6月	168箇所	禁煙外来・サポート薬局一覧を配布
管内事業所	上越	R3.10月	事業所従業員(人数未定)	出前講座(受動喫煙・禁煙についての講義)
管内各飲食店組合	上越	R3.12月(予定)	約2,000部	改正健康増進法に関するリーフレット配布
糸魚川労働基準協会だより5月号(第169号)	糸魚川	R3.5月	259社	会員向け会報へ、職場受動喫煙防止対策や禁煙の取組(禁煙外来の周知含む)の啓発、県HP健康にいがた21の案内等の内容を掲載
市内事業所	糸魚川	R3.5.28	14事業所	希望する事業所への健康づくり関連等の情報提供(世界禁煙デー、職場の受動喫煙防止対策や禁煙外来の周知含む禁煙の取組)の啓発、県HP健康にいがた21の案内等をメール配信。
管内事業所及び飲食店	佐渡	R3.11月～		保健所作成のリーフレット配布